

## 業務説明資料

### 1 委託業務名

保育所等へのタクシー送迎支援事業業務委託

### 2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月末まで

### 3 業務概要

委託者は、保育所等に入所申請したものの入所が保留となっている児童（以下「対象児童」という。）の保護者（以下「補助対象者」という。）のため、自宅から離れた保育所等へのタクシーによる送迎支援事業（以下「本事業」という。）を行う。

本事業を円滑に実施するため、補助対象者がタクシー車内でのタクシー料金及び迎車料金等のオプション料金（以下「タクシー料金等」という。）の決済並びにタクシー料金等に充当可能な電子チケット（以下「電子チケット」という。）の発行が可能なタクシー配車アプリケーション（以下「アプリ」という。）の使用ができるよう、電子チケットの発行を委託するものである。

### 4 補助対象

保育所等から対象児童の自宅までの道のりの距離が概ね2km以上ある場合に、補助対象者が保育所等と自宅の間の対象児童の送迎が支援の対象となる。

補助対象者は申請に基づき、委託者が確認のうえ決定する。

対象児童数は最大20人程度、月に20日程度利用することを想定している。

1回の送迎当たり1枚、1日に送迎の往復分として2枚の電子チケットを利用できる。

### 5 業務内容

- (1) アプリで利用可能な電子タクシーチケットの発行システムの提供
- (2) 補助対象者の電子チケット使用実績データの提供及びこれに付随する業務
- (3) アプリおよび電子チケット操作に関する補助対象者からの問合せ対応

### 6 業務詳細

#### (1) 電子チケットの発行

補助対象者が送迎時に使用する電子チケットを後述のとおり発行（補助対象者に対して、電子チケットを受け取るためのURLやコード等を付与すること。以下同じ。）すること。電子チケット及びこれを使用するアプリは、以下の要件を満たすこととする。

#### ア 電子チケットの要件

- ・ 1枚当たりの上限金額を下記エのとおり設定できること。
- ・ 補助対象者がアプリ経由でタクシー料金等の決済が可能であること。
- ・ 補助対象者が電子チケットを現金に換金することができないものであること。また、電子チケットをタクシー料金等に充当した後の残額を利用できないものであること。
- ・ 事前に申請済みの複数の補助対象者が送迎することを想定した運用が可能であること。

- ・特定のタクシー事業者ではなく広く市内の事業者で電子チケットを使用できること。
- ・アプリによる配車をしなくても、（電話での配車、流しのタクシーなどでも）電子チケットの使用ができること。
- ・1回の乗車につき電子チケットの使用は1枚（1日2枚）に制限できること。
- ・補助対象者が電子チケットを使用してタクシーを乗降した日時、乗車地、降車地（GPSの位置情報等）の情報を蓄積できること。

#### イ アプリの要件

- ・無料でダウンロードできること（データ転送料は除く。）。
- ・アプリマーケット（App Store 及び Google Play）からダウンロードできること
- ・提供時点で概ね過去5年以内にリリースされたiOS又はAndroid OSを搭載したスマートフォンで軽快に動作すること。
- ・原則として24時間365日、補助対象者が電子チケットの受取（補助対象者が自身のスマートフォンやアプリに取り込むなど使用できる状態にすることをいう。）や利用状況の確認が行えること。
- ・配車可能エリアが市内全域を十分にカバーしていること。
- ・アプリのインストールやログイン等を行うための個人情報の収集について、利用目的が明示され、当該目的以外に使用しないこと。

#### ウ 電子チケットの使用実態調査への協力

- ・委託者は、受託者から受けた使用実績報告から電子チケットの使用内容に関して疑義が生じた場合、使用実態について調査（以下、「使用実態調査」という。）を行う場合がある。
- ・委託者が使用実態調査を行う際に、受託者は調査に資する情報を提供するなど協力をすること。提供する情報については、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・受託者は、受託者が契約するタクシー事業者に対して、委託者が行う使用実態の調査に協力するよう求めること。

#### エ 電子チケット発行の概要

- ・電子チケットは、あらかじめ委託者と協議したタイミング（利用する各月の初日の概ね1週間前）で発行すること。（令和6年4月分の電子チケット発行については、令和6年3月に行う必要があるため、別途契約することを想定）
- ・少なくとも1か月分の電子チケットをまとめて発行できること。
- ・委託者の指示に基づいて、補助対象者の自宅と保育所等との距離ごとに電子チケットを発行すること。
- ・なお、発行する電子チケットの種別は、補助対象者の自宅と保育所等との距離に応じ、下記のとおりとする。

距離	上限金額（片道）
2.0km 以上3.0km 未満	1,500円
3.0km 以上4.0km 未満	2,000円

4.0km 以上	2,500円
----------	--------

(2) 補助対象者の電子チケット使用実績の市への報告等

毎月、補助対象者の電子チケットの使用実績を報告すること。報告は下記の項目を含むものとする。

なお、報告すべき項目は、補助対象者ごと、一回の利用ごとに一覧表にすること。

<報告項目>

項目	説明
日時	補助対象者がタクシーを利用した日付及び時間
乗車地	補助対象者が乗車した地点（GPS の位置情報等）
降車地	補助対象者が降車した地点（GPS の位置情報等）
総決済金額	電子チケットを含む、補助対象者が支払った総金額
電子チケット充当額	電子チケットが実際に支払に利用された金額
利用の内訳	タクシー料金、迎車料、その他オプション料金など、補助対象者の総決済金額の内訳

7 その他業務に係る注意事項

(1) 電子チケットでの支払に充てることができる料金について

電子チケットでの支払はタクシー料金及びオプション料金とする。ただし、オプションは受託者が本事業の契約締結前から広くサービス水準を公表しており、本事業の補助対象者以外にも広く設定されているものに限る。

(2) 迎車料金について

迎車料金は各タクシー会社の規定で定められた金額以下であること。

(3) 電子チケット利用額と上限金額の差額について

6(1)エで設定した上限金額に補助対象者の決済額が到達しなかった場合の差額については、委託者への請求に含めないなど、受託者の利益とならないような仕組みとすること。

(4) 業務の進め方に関する留意事項

ア 当該業務は、業務説明資料によるほか、横浜市契約規則及び横浜市委託契約約款に基づき実施すること。

イ 受託者は、契約締結後速やかに本業務に着手し、委託業務の進行については委託者に随時報告すること。

ウ 委託業務における資料・根拠等は全て明確にしておき、本業務終了後5年間は保管しておくこと。

エ 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、効率的な本業務の進行に努めなければならない。

オ 本事業における受託者とタクシー事業者の間のタクシー利用料等の支払に関しては、受託者は責任を持って履行するものとし、委託者は受託者とタクシー事業者及び補助対象者とのタクシー利用料等の支払に関する責任を負わないものとする。

カ 本仕様書に明記されていない事項及び業務上生じた疑義については、委託者と協議して定め

ること。

## 8 実績報告

本業務の実績報告は次に定めるものとし、1か月ごとに本市に提出すること。

- (1) 電子チケット発行完了報告書
- (2) 電子チケット使用実績報告書
- (3) その他委託料の支払に必要な資料

## 9 委託料の支払

委託料は、毎月の実績報告を本市で検査した後に支払うものとする。

## 10 個人情報の取扱いについて

- (1) この業務説明資料における「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するとおりとする。
- (2) 「委託契約約款」のほか、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項」を遵守すること。また、業務を遂行する上で関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。
- (3) 本業務の実施に当たり知り得た個人情報及びこれに関連する情報（以下「個人情報等」という。）については厳重に管理し、無断で第三者に開示しないこと。
- (4) 電子チケットの発行や使用実績の報告のために収集した個人情報等は、適切に管理し、漏えい等を起こさないこと。

## 11 その他特記事項

本業務によって作成した資料については、本市の了解なく使用又は公表してはならない。

## 12 再委託について

- (1) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断について再委託することはできない。なお、やむを得ずその他の業務のうち一部を再委託する場合、本市に事前に承認を受けること。
- (2) 再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務にかかる責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。
- (3) 再委託に当たっては、原則として、市内中小事業者を活用すること。
- (4) 再委託先の事業者には、「10 個人情報の取扱いについて」の内容を踏まえ、指導を行い、個人情報等を適切に取り扱わせること。